

会員規定

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務を明確にするために定めたものである。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に規定する目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、目的の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別のおりとし、定款第8条の規定により会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による入会金及び会費については、次のとおりとする。

- | | | | | |
|--------------|-----|----------|-----|--------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 10,000 円 | 年会費 | 15,000 円 |
| (2) 賛助会員(個人) | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 3,000 円(一口) |
| 賛助会員(団体・企業) | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 10,000 円(一口) |

2 年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第4条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。

ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

(役割)

第5条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席
- (2) 事業活動への参加

(規定の変更)

第6条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。